

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会

開催要項

1. 趣 旨

本研修会は、「実践運動」総合基本計画に基づき、宗門における差別・人権問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深めて、自らの課題につなげることを目的にしております。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。

特に、研修課題(3)「み教えと差別の現実について」は、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に向き合い、親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するかという「教学的な課題」に対する重要性から、全ての組においての学習を奨励しております。未だ研修課題として実施されていない組は、今年度必ず学習していただきますようお願いいたします。

本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研 修 課 題

(1)宗門におけるジェンダー平等推進について

宗門における、これまでの男女共同参画への取り組みを継承しつつ、ジェンダー平等の取り組みを推進するため、ジェンダー平等推進委員会よりの「中間報告」、「答申書」を踏まえた研修会を行う。

(2)過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないよう『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を用いた研修会を行う。

(3)み教えと差別の現実について（*本課題未開催組必須）

参考資料『み教えと差別の現実』を用いて、改めて經典における用語を通して差別問題を学ぶ。（女人往生、根欠、栴陀羅 等）

(4)教区又は組が独自に設定する差別・人権問題について

<参考例>

- ①同和問題（部落差別解消推進法）②感染症・ハンセン病と差別問題について
- ③外国人差別（ヘイトスピーチ解消法）④障害者差別（障害者差別解消法）
- ⑤性の多様性と人権 ⑥災害と人権

3. 開 催 期 間

2026年度内（できるだけ年内に開催ください）

4. 開 催 場 所

組内寺院、教務所（別院・教堂）、沖縄県宗務事務所、その他

5. 開催方法

年度当初に教区(特区)と組で協議・相談のうえで開催してください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

(但し、地域的な諸事情を考慮し、2組・3組合同での開催も可能です。)

○全僧侶へ参加いただけるよう、ご周知ください。

(坊守・寺族・門信徒の参加も可能です。)

6. 講師出講制度について

[1]教区・組内の講師

- ・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。但し、研修課題(3)をされる場合、教区主催の参考資料にかかる研修会を受講した方を講師としてください。

[2](一財)同和教育振興会の講師派遣

- ・同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、講師の交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側の負担となります。なお、講師の指定は出来ません。
※講師派遣には上限がありますので、ご希望の際は、早めに教務所・沖縄県宗務事務所を通じて同和教育振興会へご連絡ください。

《同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

(1)別紙申請書《様式④》にて開催日の2カ月前迄に申請を行ってください。

※少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。

(2)研修会開催日から2カ月以内に、別紙報告書《様式⑤》を提出ください。

[3]宗派からの講師派遣制度の利用[研修課題(4)をテーマにした研修を行う場合]

- ・統合企画室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます。ご利用の際は統合企画室へお問い合わせください。

7. プログラム

基本日程(案)【120分設定】

時間配分	プログラム	備考
10分	開会式 *勤行 *挨拶	趣旨説明含む
45分	問題提起	講師
30分	話し合い(班別討議)	座長・記録
5分	休憩	
25分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉会式 *挨拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

※参加者の発言が得られるよう、話し合い(班別討議等)の時間を設けてください。

8. 助 成 金

研修課題(1)～(4)のいずれかを開催した組・沖縄県宗務特別区に対し、1回に限り助成金を交付します。

- (1)組・沖縄県宗務特別区開催・・・5千円
- (2)2組合同開催・・・1万円
- (3)3組以上の合同開催・・・1万5千円

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

(1)組における事務

原則として開催日の1カ月以内に、教務所・沖縄県宗務事務所へ「報告書<様式③>」を提出ください。(3月開催の場合は、開催後直ちに教務所へ提出ください。)

※研修会のレジュメ等、提供可能な資料教材がある場合は提出ください。

※報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。

また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、差別・人権に関する意見・感想を詳細に記入してください。

(2)教務所・沖縄県宗務事務所における事務

組より提出の「組開催報告書<様式③>」を取りまとめ、所定の申請用紙「助成金交付申請書<様式①>」「教区開催報告一覧<様式②>」を用いて、月ごとに社会部へ提出してください。

※報告書は合同開催の場合も含めて、各組より提出のこと。

※組より提出の報告書が研修課題に沿っているか必ず確認してください。

※社会部宛、PDFデータによる提出も可能です。その場合、原本は教務所・沖縄県宗務事務所にて保管ください。

<教務所における事務・注意事項>

※年度、一括の交付申請は認められません。

※開催日より2カ月を超えての交付申請は、必ず教務所長名による副申書を添付のこと。

※「組開催報告書<様式③>」は、教務所にてコピーし、各組に配布ください。

尚、開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、必ず当年度配布分を利用してください。

※教務所・沖縄県宗務事務所からの助成金交付申請に基づき、社会部にて、月ごとに事務処理を行い、各教務所宛へ一括して助成金を送金いたします。

10. 研 修 資 料

(1)宗門におけるジェンダー平等推進について

- ①リーフレット「誰もが尊重される社会へ」★
- ②ジェンダー平等推進委員会よりの「中間報告」、「答申書」★

(2)過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

- ①「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」★
- ②身元調査拒否リーフレット(寺族向け・門信徒向け)★

- ③『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』
(3)み教えと差別の現実について

人権啓発推進僧侶研修会参考資料『み教えと差別の現実』

【参考資料】

(1) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）

(2) 同朋運動ブックレット⑪

『経典にみる差別語を考えるー「梅陀羅」・「女人往生」・「根欠」ー』

（同和教育振興会発行）

- (4) 教区又は組が独自に設定する差別・人権問題について

『ハンセン病差別と向き合うー本願寺教団の歩みと課題ー』★

※「10. 研修資料」の★印は宗派公式 Web サイトよりダウンロードできますので、トップページ検索ボックスより「啓発資料」または「ジェンダー」と検索ください。

また、『宗報』掲載原稿も宗派公式 Web サイトにございますのでご活用ください。

11. 添付書類

(1) 「開催助成金交付申請書」＜様式①＞

(2) 「開催報告一覧」＜様式②＞

(3) 「研修会報告書」＜様式③＞

(4) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」＜様式④＞

(5) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」＜様式⑤＞

※上記(4)(5)は、同和教育振興会宛提出

以 上